

避難民の発生状況等(UNHCRの発表内容)

- ◆ ロシアの侵略により**約428万人**がウクライナから近隣国等に避難
 - ・ ポーランド 2,490,447人
 - ・ ルーマニア 654,825人
 - ・ モルドバ 399,039人
 - ・ ハンガリー 398,932人
 - ・ スロバキア 302,417人

※UNHCRのHPより(最終アクセス 4/7 14:00)

我が国におけるウクライナ人の在留状況等

- ◆ **ウクライナ人在留者数 1,915人**(令和3年末時点・速報値)
 - ・ 永住者 947人
 - ・ 日本人の配偶者等 266人
 - ・ 技術・人文知識・国際業務 193人
 - ・ その他 509人
- ◆ **ウクライナからの避難民受入れ数 437人**(3/2(総理による受入れ表明日)~4/6・短期滞在(親族等訪問等)・速報値)
- ◆ **避難を目的として日本に入国したウクライナの方への対応**
出入国在留管理庁では、ウクライナから我が国に避難してきたウクライナの方々が就労を希望する場合に、「特定活動」の在留資格への変更を認める措置を開始(3月15日入管庁HP掲載)。

出入国在留管理庁の対応等

- ◆ **親族・知人を頼って来日するウクライナ人(既に来日している者)**
必要な相談を受ける先として、FRESC(外国人在留支援センター)がある旨出入国在留管理庁英語版HPで案内。⇒(<https://www.isa.go.jp/en/index.html>)
また、上記URLについて外務省HPからのリンク設定。なお、FRESCヘルプデスクは週7日電話相談に対応。
- ◆ **在留ウクライナ人への支援の申出窓口**
出入国在留管理庁で支援の申出を受け付けるための案内を出入国在留管理庁HPに掲載(支援内容の申出があったもの 822件 4月6日17時時点・速報値)
- ◆ **ウクライナ避難民の受入れに係る政府全体の対応**
 - 3月16日の記者会見における岸田総理大臣の御発言(抜粋)
「320万人を超えるウクライナの人々が避難を強いられていることに心を痛めた、多くの自治体や企業、そして民間団体の方々から避難民の受入れに協力したいとの心強い声が上がっています。(中略) **ウクライナからの避難民を積極的に受け入れてまいります。**
 - このため、**官房長官の下に「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を設置**いたしました。この会議を司令塔として、関係省庁が連携して、ウクライナ避難民と受入先のマッチングなど、ウクライナ避難民の円滑な受入れと生活支援を行ってまいります。既に**出入国在留管理庁にウクライナ避難民への支援の申出を受け付ける窓口を設けました**。多くの皆さん之力を集め、**ウクライナ避難民の皆さんの助けになりたい**と思います。」
- ◆ **ポーランドの現地視察等**
現地のニーズを的確に把握するため、**外務大臣、法務副大臣、中谷総理大臣補佐官がポーランドに赴き、ポーランド政府要人との会談や、現地の避難民受入状況の視察等を行い、政府専用機により、避難民20名を受け入れた。**
- ◆ **ポーランドへの職員の派遣**
政府は、**在ポーランド大使館及びジェシュフ連絡事務所の体制を強化して新たに「ウクライナ避難民支援チーム」を設置**。このチームにおいて、避難民の日本への渡航支援のニーズについて調査・把握を進めることとし、**出入国在留管理庁からも職員2名を派遣**した。
- ◆ **ウクライナ避難民受入支援事業に係る予備費の閣議決定**
3月25日の閣議において、**ウクライナ避難民受入支援事業の委託に係る経費として5億2千万円の予備費の使用が決定**。
この中には、困難に直面するウクライナ避難民が本邦で生活していく上で必要となる当面の宿泊費、食費をはじめとした、日々の生活に困らないようにするための経費が含まれる。

ウクライナ避難民の受入れについて

令和4年4月5日

海外

日本

【外務省等】

【入管庁等】

【入管庁委託先】

ウクライナ近隣諸国避難地

在外公館による要望聴取

査証発給

上陸手続

一時滞在先（※）

※本邦に親族・知人がいる場合は、親族・知人宅等での滞在を想定

【入管庁HP】

ウクライナ避難民に対する企業や自治体等からの各種支援申し出に対する受付
TEL：03-5363-3006

【FRESCヘルプデスク】

ウクライナ避難民に関する相談
TEL：0120-76-2029

自治体受入れ

企業・NGO
受入れ

本国へ帰国
又は第三国
へ渡航

ウクライナ避難民に対する支援内容について

空港における入国支援

空港内誘導

通訳の提供

待機施設への移動手段の提供

相談窓口の設置

待機施設（検疫）滞在中の支援

一時滞在先となる住居の提供

食事の提供

医療費支給

P C R 検査等の提供

通訳の提供

一時滞在先（入管）への移動手段の提供

一時滞在先における支援

マッチング

一時滞在先となる住居の提供

食事の提供

生活費支給

医療費支給

カウンセリング、行政手続等の援助等

通訳・翻訳機の提供

支援先への移動手段の提供

自治体・企業等へ引継ぎ後の支援

住居の提供（引受者）

生活費支給

医療費支給

生活相談・サポート等（引受者）

通訳・翻訳機の提供

必要に応じて以下についても支援

日本語教育の提供等

職業相談・紹介・職業訓練

子どもの教育等

帰国・第三国出国を希望

ウクライナへの帰国支援

第三国への出国支援

定住

ウクライナ避難民への支援に関する事項全般についての相談に対応（国）

背景・経緯

- 本年2月24日のロシア軍によるウクライナ侵攻後、多くのウクライナ人避難民が発生。我が国においてもウクライナ避難民の受け入れを表明しており、受け入れたウクライナ避難民に対しては適切な支援を行う必要がある。
- そこで、一元的相談窓口でウクライナ避難民への情報提供・相談対応のために特別な対応をする場合に要する経費（運営事業）について、外国人受入環境整備交付金の限度額を超えて交付決定等を行う特例措置を講じることとする。

特例措置の概要

■ 特例措置の対象となる経費

ロシアによるウクライナ侵攻により、避難を目的として本邦に入国したウクライナ人（以下「ウクライナ避難民」という。）を受入れた地方公共団体が、ウクライナ避難民に対し、情報提供等を行うために、一元的相談窓口で特別な対応をする場合に必要となる経費

特例措置の対象となる経費の例

- ・ウクライナ避難民専用の相談窓口を設置する場合の人件費
- ・一元的相談窓口の対応言語にウクライナ語を追加するための経費
- ・生活のルールや行政情報をウクライナ語に翻訳するための経費

特例措置の対象とならない経費の例

- ・現にウクライナ避難民の受け入れがない場合にウクライナ対応のために要した経費
- ・一元的相談窓口の範囲を超えた経費（日本語教育のための経費、住宅確保のための経費等）

※原則としてウクライナ避難民を受け入れるために必要な期間に発生する経費が対象

※運営事業に限る

特例措置適用のイメージ

A県（交付限度額 1 0 0 0 万円）

従来の一元的相談窓口事業の経費が 3 0 0 0 万円。追加でウクライナ避難民対応のための特別対応（3 0 0 万円）を行う場合

従来の対応

交付決定額 1 0 0 0 万円

※交付限度額に達しているため増額なし

特例措置適用

交付決定額 1 0 0 0 万円 + 変更承認 1 5 0 万円 = 1 1 5 0 万円
※交付率 1 / 2

ウクライナ避難民への支援内容

区分	一時滞在施設（ホテル） 滞在中	一時滞在施設（ホテル） 退所後
支援内容	生活費 (食費・被服費・日用品費)	国が下記の金額を負担 12歳以上 日額 1,000円 11歳まで 日額 500円 (食事は国が別途負担)
	住居	国が提供（ホテル借上）
	医療費	国が実費を負担
	日本語教育費	国が実費を負担
	就労支援（職業訓練）費	国が実費を負担
	退所時一時金	ホテル滞在を終える方を対象に、生活していく上で必要となる什器の購入等に充てるものとして、 退所時一時金を支給 16歳以上 160,000円 15歳まで 80,000円
	その他	日本への受け入れや生活をサポートするため、一時滞在先や支援先への移動・誘導、通訳や翻訳機の提供、カウンセリング、行政手続の援助、生活相談、マッチング、ウクライナや第三国への帰国・出国等の支援を必要に応じて国が実施

(参考1) 上記のほか、ウクライナ避難民対応のための特別対応として、外国人受入環境整備交付金の通常の交付金限度額を超えて交付決定等を行うことを可能とし、地方自治体によるウクライナ避難民専用の相談窓口の設置、行政情報のウクライナ語への翻訳等を支援する。

(参考2) 国は公益財団法人アジア福祉教育財団に業務を委託する。